

電気通信大学における競争的資金等による教育研究センター設置に関する手続細則

平成22年 4月 1日

改正

平成24年 5月22日

(趣旨)

第1条 この細則は、電気通信大学における競争的資金等による教育研究センター設置に関する規程(以下「規程」という。)第11条の規定に基づき、教育研究センター(以下「センター」という。)の設置手続きに関し必要な事項を定めるものとする。

(申請書類)

第2条 規程第4条第1項の申請は、別に定める申請書に外部資金等へ申請した計画書及び採択通知(写し)等参考となる書類を添付するものとする。

(設置の廃止及び期間延長の申し出)

第3条 規程第5条第2項の申し出は、設置期間の途中において、当初の目的が達成される等、センター設置が不要と判断した場合、又は教育研究の進展上更に設置期間の延長が特に必要である場合、その他特別な事由がある場合には、学長に廃止又は設置期間の延長の申し出を行うものとする。なお、当該センターに運営委員会が設置されている場合には、当該申請に先立って、あらかじめ運営委員会の了承を得るものとする。

附 則

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成24年5月22日から施行する。

教育研究センター設置申請書

電気通信大学長 殿

平成 年 月 日

所 属 _____

氏 名 _____ 印

このたび、下記のとおり教育研究センターを設置したいので、申請しますのでよろしくお願
いいたします。

記

1. センター名
2. センターの目的
3. 採択されたプロジェクト名及び実施期間
4. センターの設置期間
平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
5. センターの設置場所
6. 代表者名
7. 構成員
8. センターの活動内容
9. 期待される成果等

(注) 外部資金等へ申請した計画書及び採択通知(写し)等参考となる書類を添付すること。